

# －雇用保険受給資格決定に関する申告書－

該当する項目に○をつけてください。(ボールペンでご記入ください)

安定所  
確認

- ① 離職票に書いてある離職日の後、就職・就労をして いた ・ いる ・ いない ①  
(収入の有無は問いません。前職の残務整理・引継ぎ、アルバイト、臨時、見習、手伝い、内職、研修、雇用契約のみ、ボランティアなども含みます。)  
いた・いる と答えた方は具体的にご記入ください。  
月 日から 月 日まで 会社名( )
- ② あなたに適した仕事があれば、すぐに働けますか。 働けない ・ 働ける ②  
働けない と答えた方は具体的にご記入ください。  
理由( )
- ③ 次の就職(アルバイト等を含む)の内定や約束はありますか。 ある ・ ない ③
- ④ 現在、応募中又は応募予定の事業所(求人)がありますか。 ある ・ ない ④
- ⑤ 派遣事業所に登録していますか。 いる ・ いない ⑤  
いる と答えた方はご記入ください。  
登録派遣会社名( )登録日 年 月 日  
次の派遣就業の予定(研修等も含む)がありますか。 ある ・ ない
- ⑥ 自営業の経営者や会社・団体等の役員になって いた ・ いる ・ なる予定 ・ いない ⑥  
(業務委託、請負、税理士会・社労士会等の登録、登記簿等の名義のみ、家業の手伝い、農業も含みます。)  
いる と答えた方はご記入ください。 収入は ある ・ ない   
就労は ある ・ ない
- ⑦ 病気・けが等で通院していますか。 いる ・ いない ⑦  
通院している場合 毎日 ・ 週/月に 回程度
- ⑧ 障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳を取得して いる ・ 申請中 ・ いない ⑧
- ⑨ 統合失調症・そううつ病・てんかん・発達障害・難治性疾患と診断されて いる ・ いない ⑨
- ⑩ 労災保険休業補償給付・健康保険傷病手当金を受けて いた ・ いる ・ いない ⑩
- ⑪ 現在、昼間の学校・習い事などに通っていますか。 いる ・ 予定 ・ いない ⑪  
(各種学校、専修学校、自動車学校を含みます。)  
通っている場合 教育訓練給付の指定講座で ある ・ ない
- ⑫ 妊娠または育児・親族の看護等をしていますか。 いる ・ いない ⑫

※60歳以上65歳未満の方は以下⑬⑭の項目についてもご記入ください。

⑬ 現在、老齢厚生年金または退職共済年金の受給もしくは受給を予定していますか。

受給中 ・ 受給予定 ・ いない  ⑬

受給中・受給予定 と答えた方はご記入ください。

雇用保険と老齢厚生年金等は65歳未満の方は併給できません。

本日、雇用保険の手続きを行うと、老齢厚生年金等の支給が

停止されますが、雇用保険の受給手続きをしますか。

しない ・ する

※ 老齢厚生年金の支給が停止される期間については、年金事務所にご確認ください。

⑭ 高年齢雇用継続基本給付金を受給していましたか。

いた ・ いない  ⑭

(在職中に月々の賃金が60歳到達賃金より75%未満に低下した場合に支給されていた給付金です。)

雇用保険の基本手当を受給した場合、⑮の高年齢継続基本給付金を引き続き受給することは出来なくなります。

ただし、雇用保険の基本手当を受給中に支給日数を100日以上残して再就職(雇用保険加入)した場合で、再就職先での月々の賃金が基本手当の基準となった賃金日額の30日分より75%未満に低下した場合に支給される高年齢再就職給付金があります。

支給残日数100日以上＝支給期間1年間

支給残日数200日以上＝支給期間2年間

また、雇用保険の基本手当を受給中に再就職し、一定の要件を満たした場合に支給される再就職手当(一時金支給)もありますが、どちらかを選択することとなります。

※ 再就職後に高年齢雇用継続給付金の受給を希望される方は、給付係(④番窓口)に必ずお申し出ください。

失業給付を受けるには、雇用保険制度上の「失業状態」であることが必要です。

雇用保険制度上の「失業状態」とは、積極的に就職しようとする「意思」と、いつでも就職できる「能力」がありながら仕事に就けず、現在仕事探しをしている状態のことです。

この申告書は、皆さんの受給資格の有無を決定するための重要な書類です。内容を偽ったり、事実を隠したりすると不正受給として処分され、失業給付を受けられなくなることもありますので、事実をありのまま記入してください。

上記の通り相違ありません。

令和 年 月 日

横浜南公共職業安定所長 殿

氏名

本日以降に申告した状況が変わった場合は、必ず 申告または相談をしてください。